

慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂 発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する 考察（その1）

白 峰 旬

【要 旨】

合戦の際に出される感状や合戦手負注文についての研究史としては、中世から戦国期に関する事例研究は豊富であるが、近世における事例研究ははまだ未開拓の分野であるといえよう。よって、本稿では近世（慶長5年）の事例研究として、慶長5年（1600）9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関して考察をおこなう。

【キーワード】

大津城攻め、立花宗茂、感状、軍忠一見状、合戦手負注文

はじめに

従来の軍忠状、合戦手負注文、感状に関する主な研究としては、中世については、荻野三七彦「古文書と軍事史研究」⁽¹⁾、漆原徹「軍忠状に関する若干の考察－南北朝期の二型式を中心にして」⁽²⁾、同『中世軍忠状とその世界』⁽³⁾、海津一郎「合戦手負注文の成立」⁽⁴⁾、戦国時代については、片桐昭彦「武田氏の感状とその機能」、「長尾景虎（上杉輝虎）の感状とその展開」、「上杉景勝の感状とその展開」⁽⁵⁾、秋山伸隆「毛利氏発給の感状の成立と展開」、「天文二十三年安芸折敷畑合戦と感状」⁽⁶⁾などがある。

また、概説書としては、柴辻俊六「戦国大名文書」における「軍役状（催促状、着到状、軍忠状）」、「感状」の項⁽⁷⁾、瀬野精一郎「軍事関係文書」における「軍忠状」、「感状」の項⁽⁸⁾、漆原徹「合戦と軍忠」における「軍忠状」、「感状」の項⁽⁹⁾、佐藤進一『新版古文書学入門』における「軍忠状」の項⁽¹⁰⁾、日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世編における「軍役催促・感状」、「着到状・軍忠状」の項⁽¹¹⁾、がある。

これらの論考で扱う時代範囲は中世から戦国期であるが、近年ではようやく、幕末萩藩の軍忠状まで視野に入れた、久留島典子「戦功の記録－中世から近世へ」⁽¹²⁾が出された。このように、近世における事例研究はまだまだ未開拓の分野であると思われるので⁽¹³⁾、本稿では近世（慶長5年）の事例研究として、慶長5年（1600）9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関して考察をおこないたい。

なお、上記の研究以外に、中世から近世初頭の合戦時に出された「軍忠状」、「合戦注文」、「手

負注文」や「感状」について、その記載内容をもとに膨大なデータを長年にわたって集積し、その結果を検討したものに鈴木真哉氏の考察がある。鈴木氏による最新の著書『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場－鎌倉末期から江戸初期まで－』⁽¹⁴⁾では、これまで鈴木氏が集積したデータの最新情報をもとに一書としてまとめられたものであり、大変な御労作といえよう（以下、この本については、サブタイトルを省略して表記する）。

前掲・鈴木真哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』において論じられている論点は多岐にわたるが、主要な内容としては、「軍忠状」、「合戦注文」、「手負注文」などを「戦闘報告書」という範疇で一つにまとめて「感状」とは区別し、両者のデータ分析（死傷者の内訳、負傷者の内訳〔矢疵・射疵、鉄砲疵・手火矢疵、鎧疵・突疵、刀疵・太刀疵など〕)をおこなって、その結果を数値化（円グラフにより％で表示）して検討した内容を論じている。

鈴木氏は、中世から近世初頭の時代を、南北朝期（元弘3年〔1333〕～至徳4年〔1387〕）、戦国前期（応仁元年〔1467〕～永禄4年〔1561〕⁽¹⁵⁾）、戦国後期（永禄6年〔1563〕～寛永15年〔1638〕）というように3区分して、「戦闘報告書」（「軍忠状」、「合戦注文」など。ただし、南北朝期は「軍忠状」と「感状」（南北朝期は省略）のそれぞれのデータ分析（死傷者の内訳、負傷者の内訳）をおこなっている。

こうした鈴木氏により数値化された検討結果については、時代的長期スパンというマクロな視点で検討されたことにその意義があると思われる。本稿では、慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関して、その内容を検討するとともに、鈴木氏により数値化された検討結果（死傷者の内訳、負傷者の内訳）が、個別の戦い（大津城攻め⁽¹⁶⁾）において同様の傾向を示すのか否かという点の検討も可能であればおこないたい。

なお、大津城攻めについては、樋爪修「大津城と大津籠城戦」⁽¹⁷⁾があり、その中で大津城を攻める側の部将であった毛利（小早川）秀包が出した感状について述べられているが、この点については後述する。

1. 大津城攻めについての立花宗茂発給の感状についての検討

大津城攻めについての立花宗茂発給の感状⁽¹⁸⁾の事例については、表1としてまとめた。表1にまとめたように、大津城攻めについての立花宗茂発給の感状は、管見では、28例確認できた（出典が異なるために重複した場合は1例としてカウントした）。

感状の日付については、10月10日付が24例、10月11日付が1例、10月17日付が1例、9月13日付が2例である。この中で、10月17日付の1例は写しの文書なので、本来10月10日と記されていたが日付を誤写した可能性が高い。10月11日付の1例は原文書なので日付の誤写とは考えられず、何らかの理由により、10月10日付ではなく、例外的に10月11日付になったと考えられる。

年次の記載は感状の原文書については1例もないので（表1参照）、本来、年次の記載はなく、月日のみが記されたということになる。表1では年次が記されている事例が3例あるが⁽¹⁹⁾、これらは写しの文書であるので、後世、写しの文書を作成する段階で年次が加筆されたのであろう。

9月13日付の2例については（表1参照）、1例⁽²⁰⁾は、書式や文言の様式が他の感状の事例と大きく異なるので偽文書の可能性が高い⁽²¹⁾。他の1例⁽²²⁾については、子息が戦死したため、その跡目について記されているので、早急に出されたものと考えられる。年号の記載があるものは、いずれも写しの文書なので、原文書では記されていなかったと考えられる。

このように考えると、立花宗茂は、10月10日付で立花家家臣に対して一斉に感状を発給し、一

部例外的に10月11日付で発給したことになる⁽²³⁾。

10月10日は、大津城攻めが終了して約1ヶ月後にあたる⁽²⁴⁾。10月10日の時点では、大津城攻めに参戦した立花宗茂とその家臣（戦死した家臣は除く）は国許（筑後国柳川）に帰っていたので、国許で一斉に発給したと考えられる。

ちなみに、その10日後の10月20日には江上合戦（立花勢と龍造寺・鍋島勢が戦った合戦⁽²⁵⁾）がおこっている。よって、10月10日付の感状（大津城攻め）を与えられた立花家家臣で、10日後の10月20日の江上合戦で戦死したケースがある⁽²⁶⁾。

大津城攻めについて、立花宗茂が発給した感状の書式には一定の共通性があり、書式として定型化されていたことがわかる。大津城攻めについて、立花宗茂が発給した感状の一例を示すと次のようになる。

〔史料1〕⁽²⁷⁾

今度江州大津城攻之刻、別而依被碎手、其方被疵之段、忠儀無比類候、殊安東新蔵被疵之由、粉骨之儀候、必取静一稜可賀申候、恐々謹言

十月十日

親成（花押）⁽²⁸⁾

安東孫兵衛尉殿

これは、立花宗茂が、10月10日付で家臣の安東孫兵衛尉に対して出した感状である。書き出し文言は「今度江州大津城攻之刻」であり、城攻めをした城名（大津城）が明記されている。この書き出し文言は他の立花宗茂発給の感状（大津城攻め）と共通する。また、文末の「必取静一稜可賀申候」という文言については、他の立花宗茂発給の感状（大津城攻め）でも類似した文言が見られる。書止文言の「恐々謹言」は他の立花宗茂発給の感状（大津城攻め）と共通する（表2参照）。ただし、他の書止文言として「候也」が1例ある（表2参照）。また、書止文言がない事例が2例あるが（表2参照）、この2例は写しの文書であるので、写しの文書を作成する際に書止文言が省略されたと考えられる。

立花宗茂発給の感状（大津城攻め）の書止文言が「恐々謹言」で共通している点は、各家臣の石高に関係なく「恐々謹言」が使用されていることを示している。例えば、4000石の立花吉左衛門尉、1000石の安東彦右衛門尉、安東孫兵衛尉のような高い石高の家臣から、300石の内田清右衛門、立花助兵衛、150石の田尻甚兵衛のような低い石高の家臣まで書止文言は「恐々謹言」である（表2参照）⁽²⁹⁾。

よって、こうした一定の書式により、立花宗茂発給の大津城攻めの感状は記されたことがわかる。なお、管見で確認できた大津城攻めの立花宗茂発給の感状（28例）では、戦いがあった具体的場所（本丸、二の丸など）や戦功を賞したことによる石高の加増については全く記されていない。この点は、大津城攻めの立花宗茂発給の感状の特徴の一つである。

〔史料1〕の感状の内容としては、大津城攻めにおいて安東孫兵衛尉が奮戦⁽³⁰⁾して負傷した（「被疵」）ことの忠義について比類がない、としているほか、安東新蔵（安東孫兵衛尉の麾下）の「被疵」についても「粉骨」としている。このように感状の宛所になっている安東孫兵衛尉だけでなく、その麾下の安東新蔵についても記されている点には注意したい。この点の検討については後述する。また、立花宗茂発給の感状（大津城攻め）における、被疵・戦死・分捕の記載内容の検討についても後述する。

次に、立花宗茂発給の感状（大津城攻め）における着到文言の有無について検討する（表2参照）。表2を見るとわかるように、着到文言は表2における28例の感状すべてに記されているの

ではない。着到文言がある感状は、表2において3例のみである。着到文言がある感状の一例を示すと次のようになる。

〔史料2〕⁽³¹⁾

今度江州大津城攻之刻、其方手之者、分捕高名・被疵・戦死之衆着到、銘々令披見、以袖判申候、必取静追而一稜可賀之候旨相心得、可被申聞候、恐々謹言

十月十日

親成 (花押)

立花吉左衛門尉殿

これは、立花宗茂が、10月10日付で家臣の立花吉左衛門尉に対して出した感状である。前掲の〔史料1〕と書式は似ているが、「分捕高名・被疵・戦死之衆着到、銘々令披見、以袖判申候」という文言が入っている点が異なっている。これと同様の文言は、着到文言がある他の2例の感状(大津城攻め)にも入っている。「分捕高名・被疵・戦死之衆着到、銘々令披見、以袖判申候」は、大津城攻めの際の「分捕高名・被疵・戦死之衆」について(立花宗茂へ家臣から出された)「着到」を(立花宗茂が)銘々披見したので、「袖判」をもって(立花宗茂が)申した、という意味である。

つまり、家臣が「着到」を立花宗茂へ提出し、それを披見した宗茂が「袖判」(花押)を据えた文書をその家臣へ出した、ということになる。

この場合の「着到」とは、大津城攻めの際に、分捕高名をした者、負傷(「被疵」)した者、戦死した者のリスト(それぞれ人名と分捕高名・被疵・戦死の種別が記されていたと考えられる)を指すと考えられる。その意味では、この場合の「着到」とは、合戦前に提出される着到状⁽³²⁾というよりは、合戦後に上申された軍忠状⁽³³⁾に近いものであったということになる。

それを披見して、宗茂が出した「袖判」を据えた文書とは、後述する軍忠一見状(合戦手負注文)を指す。宗茂が立花吉左衛門尉に対して出した軍忠一見状(合戦手負注文)には宗茂の「袖判」(花押)が据えられているので⁽³⁴⁾、上記の感状における「袖判」=軍忠一見状(合戦手負注文)であることは明らかである。

表2において着到文言がある3例の感状には、それに対応する軍忠一見状(合戦手負注文)が存在する(表3参照)。なお、由布玄蕃頭宛の感状には着到文言がないが、軍忠一見状(合戦手負注文)は存在する(表3参照)。この場合、由布玄蕃頭宛の感状には「自身」の「鎧疵」についての記載しかないので(表1参照)、この感状とは別に、由布玄蕃頭の家臣の分捕・被疵・戦死について記した由布玄蕃頭宛の感状が別に存在した可能性が高い(ただし、この感状は伝存していない)。

それでは、どうして上述のように立花宗茂発給の感状(大津城攻め)には着到文言がある事例とない事例が存在するのだろうか。上述のように、感状の事例として28例のうち、着到文言がある感状は3例しか存在しない(表2参照)。

その3例に対応する軍忠一見状(合戦手負注文)に記された人数は、それぞれ11人⁽³⁵⁾、11人⁽³⁶⁾、22人⁽³⁷⁾である。このように多くの人数を麾下に持つのは立花家家臣でも大身家臣に限定されるので、着到文言がある感状は数が少ないのであろう。

立花宗茂発給の感状(大津城攻め)では、戦いに参加した家臣自身のことを「其方」、「自身」、「其方事」、戦いに参加した家臣の子供(戦死)のことを「子息」と表記している(表1参照)。これ以外に、戦いに参加した家臣の麾下の者(複数も含む)として、「其方手之者」、「内之者」、「其方組之衆」、「其方内之者」、「其方寄揆」、「内之者一人」、「其手之者」、「其方手」、「中間」と

いう表記がある（表1、表2参照）。

これらの表記された者は戦い（大津城攻め）に参加した者（複数も含む）であるから、すべて戦闘員とみなされていることになる。とすれば、「中間」も戦いでは戦闘員であったことがわかる。また、「寄揆」＝与力（馬に乗ることができる身分の武士⁽³⁸⁾）であるから、大津城攻めで立花家家臣が率いた軍勢がどのような身分層（家臣自身のほかに、与力、中間がその家臣の麾下に属して戦った）で構成されていたかがわかる。

「其方手之者」、「内之者」、「其方組之衆」、「其方内之者」、「内之者一人」、「其手之者」、「其方手」という表記からは、それぞれの立花家家臣が大津城攻めで編成した軍勢（戦闘ユニット）を「手之者」、「手」、「内之者」、「組之衆」と呼称していたことがわかる。

このことは、大津城攻めで、それぞれの立花家家臣が個別に麾下の軍勢（立花宗茂から見ると又家来〔陪臣〕になる）を引き連れて戦ったことを明確に示している。

佐藤進一『新版古文書学入門』⁽³⁹⁾では、軍忠状記述の内容から「一集団の構成員を検討することによって、当時の武士の族的結合の形態を考察することができる」と指摘されているが、このことは本稿で扱う立花宗茂発給の感状（大津城攻め）や軍忠一見状（大津城攻め）の記述内容からも同様の検討が可能であり、大津城攻めに参戦した立花家家臣の「族的結合の形態」を上記のように考察することができる。

次に、感状における被疵・戦死・分捕の記載を調べるために特化した表が表2である⁽⁴⁰⁾。表2を見ると、感状に記されたのは名字を持つ武士身分の者と名字を持たない中間に区分できる。感状に記されたということは、中間も戦闘員として実戦に参加したことを示している⁽⁴¹⁾。

表2における武士と中間の人数構成を見ると⁽⁴²⁾、武士が34人（73.9%）⁽⁴³⁾、中間が12人（26.1%）⁽⁴⁴⁾であり、中間は全体人数において約4分の1を占めている。

表2における被疵・戦死・分捕の人数内訳は⁽⁴⁵⁾、被疵（＝負傷）が36人（そのうち中間は11人）、戦死が5人、分捕（＝敵の首を取る）が6人⁽⁴⁶⁾（そのうち中間は1人）である。これを%で示すと、被疵76.6%、戦死10.6%、分捕12.8%であり⁽⁴⁷⁾、被疵の%が最も高い。戦死と敵の首を取る分捕の%が低いのは、大津城攻めが野戦ではなく城攻めであったからかもしれない。なお、被疵の内訳については「鎧疵」の1例を除いては記載がない（表2参照）。

表2における感状の宛所になっている者について、立花家の分限帳⁽⁴⁸⁾から石高が確認できる者を抽出して表5を作成した。さらに、その石高について、石高の多い順にソートをかけたものを表6として作成した。

表6を見ると、①1000石以上の大身家臣が8人いる、②その大身家臣8人のうち、5人はそれぞれ与力を麾下に持っている、③与力の人数が最も多いのは、最も石高の多い立花吉左衛門（4000石）である（与力42人）、④1000石未満でも与力（8人）を麾下に持っている事例（由布大炊助）がある、⑤石高の分布を見ると、4000石（立花吉左衛門）から150石（田尻甚兵衛）までバラツキがある、ということがわかる。

この中で、上記①、②、③からすると、大津城攻めで立花家の大身家臣は麾下の与力を率いて戦ったことになる。その証左として、大津城攻めに参戦した安東作之介（表2参照）は、安東彦右衛門の与力の中の1人であった（表5参照）。また、表2における十時主計允は石高は不明であるが、「寄揆」（与力）の衛藤久内が戦死している。（表2参照）。

上記④からは1000石未満の中級家臣でも与力を麾下に持っていたことがわかる。上記⑤からは立花家の大身家臣から下級家臣まで大津城攻めに参戦したことがわかる。

表2において、それぞれの感状の宛所になっている者は立花宗茂の家臣である。それぞれの感状において「其方手之者」、「其手之者」、「其方組之衆」、「其方寄揆」、「其方内之者」、「中間」と

記されて⁽⁴⁹⁾、それぞれ名前（中間の場合は名字の記載はない）が記載されている者は、立花宗茂家臣のそれぞれ麾下に属して戦った者であるので、立花宗茂から見ると又家来に該当するため、又家来に対して宗茂は直接感状を出さなかったということになる。ただし、感状の中で又家来の名前をいちいち明記したのは宗茂が家臣に対して、家臣がそれぞれ麾下の者と共に戦ったことを明確に承認する必要があったからと思われる。

こうした点を考慮すると、立花家の大津城攻めの軍勢の編成は、立花宗茂－立花宗茂の家臣－（立花宗茂の家臣の）麾下の者（「其方手之者」、「其方組之衆」、「其方寄揆」、「中間」など立花宗茂から見ると又家来に該当する）という関係で成立していることになる。つまり、「立花宗茂－立花宗茂の家臣」と「立花宗茂の家臣－麾下の者」という2つの封建的主従関係が重層的に重なっていることになる。特に「立花宗茂の家臣－麾下の者」という封建的主従関係は、戦国時代の寄親－寄子制に該当し、この点は、上述したように「其方寄揆」⁽⁵⁰⁾という表記があることから明白である。

このように考えると、大津城攻めにおける立花宗茂の軍勢の人数は、宗茂の家臣数だけで成立していたのではなく、それぞれの家臣の麾下の者が付属してその人数も含まれていたことがわかる。このことは一般原則として、当時の他の大名の軍勢の人数を考える場合にも通用すると思われるので、その意味での注意が必要である。

表2と表5を総合して考えると、感状における被疵・戦死・分捕などの人数記載は、1000石の安東彦右衛門尉で4人、1000石の安東孫兵衛尉で2人（そのうち1人は自分）、1000石の立花新右衛門尉で3人（そのうち1人は中間）、1000石の立花三太夫で2人（そのうち1人は中間）、1000石の丹半左衛門尉で4人（そのうち2人は中間）の記載がある一方、700石の由布大炊助で3人（そのうち1人は自分）、300石の内田清右衛門で3人（3人とも中間⁽⁵¹⁾）、300石の立花助兵衛で3人の記載がある。

この点からすると、石高の格差により、感状における被疵・戦死・分捕などの人数に大きな格差があったわけではないことになる。その理由については詳しくはわからない。それぞれの家臣の麾下の人数の多寡と被疵・戦死・分捕などの人数の多寡が比例関係にない、という見方ができるかもしれないが、この点については、今後他の事例とも比較検討していく必要がある。

2. 大津城攻めについての立花宗茂発給の軍忠一見状（合戦手負注文）についての検討

大津城攻めについての立花宗茂発給の軍忠一見状（合戦手負注文）は、上述した感状とは別に、立花宗茂が家臣に対して発給したものである。書式としては、本文のあとに分捕（＝敵の首を取ること）・被疵（＝負傷）・戦死という区分のもとに（分捕の区分はない事例もある）、それぞれの家臣名を列記している。

この史料の名称については、『柳川市史』史料編Ⅴ、近世文書（前編）、（後編）⁽⁵²⁾が「軍忠一見状」、『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）、（下）⁽⁵³⁾が「合戦注文」、『柳川藩享保八年藩士系図・下』〈柳川歴史資料集成第二集〉⁽⁵⁴⁾が「合戦手負注文」という名称をそれぞれ使用している。

この文書の書式からすると、合戦手負注文という名称が妥当であるが、この文書の本文の文末は「着到銘々令披見了」⁽⁵⁵⁾、「着到令披見了」⁽⁵⁶⁾などとしていて、「披見」という文言が入っているので、本稿では「軍忠一見状」という名称を使用する。

大津城攻めについての立花宗茂発給の軍忠一見状の事例については、表3としてまとめた。表3にまとめたように、大津城攻めの立花宗茂発給の軍忠一見状は、管見では、4例確認できた

(出典が異なるために重複した場合は1例としてカウントした)。
大津城攻めについて、立花宗茂が発給した軍忠一見状の一例を示すと次のようになる。

[史料3]⁽⁵⁷⁾

(親成袖判)

慶長五年九月十三日、江州大津城攻之刻、立花吉左衛門尉手之者、或分捕、或被疵并戦死之衆、着到令披見了

頸一 森田孫兵衛尉
討之

被疵衆

東郷太郎介
金生十右衛門尉
安部作右衛門尉
庄司清介
竹原小十郎
後藤久内
原長右衛門尉
河崎勝介
寒田半右衛門尉
大塚九右衛門尉
篠原喜介
青柳清兵衛
真鍋十介
中間
又右衛門
同
弥介
同
孫二郎
同
金介
同
久介
同
喜右衛門

戦死之衆

末松久右衛門尉
重松加右衛門尉

以上

このように、軍忠一見状の特徴としては、①立花宗茂の袖判がある、②発給した年月日付の記載はない(写しの文書の場合は、発給した年月日付の記載を後世に加筆した事例がある)、③宛

所の記載はない、④名字がある武士身分の名前が列記されたあと、名字がない中間の名前が列記されている（つまり、身分により記載の順番が決まっている）、⑤本文の書き出し文言は「慶長五年九月十三日、江州大津城攻之刻」であり、城攻めをした年月日と城名が明記されている⁽⁵⁸⁾、⑥本文の文末は「着到令披見了」という文言（或いは、これと同様の文言）が記されている、⑦本文のあとに、分捕・被疵・戦死という区分（分捕の区分はない事例もある）のもとに、それぞれの名前が列記された、⑧文末の書止文言は「以上」である、などの点が指摘できる。

よって、大津城攻めについて、立花宗茂が発給した軍忠一見状の書式には一定の共通性があり、書式として定型化されていたことがわかる。

大津城攻めについての軍忠一見状は、上述のように、発給した年月日付の記載はないので、いつ発給されたのか不明であるが、上述のように感状において「以袖判申候」（前掲〔史料2〕）と記されている「袖判」が軍忠一見状を指すことから、大津城攻めについての感状が発給された日と同じ日に感状と1セットで軍忠一見状が発給された可能性が高い。

〔史料3〕には「立花吉左衛門尉手之者」と記されているので、この軍忠一見状に名前が記されているのは立花吉左衛門尉の麾下の者（「手之者」）として、大津城攻めに参戦した者たちである。よって、立花吉左衛門尉は立花宗茂の家臣であるが、この軍忠一見状に名前が記されている者たちは立花宗茂から見ると又家来に該当するので、立花家の分限帳には立花宗茂の家臣としては名前の記載がない。

〔史料3〕に列記された者の中で、森田孫兵衛尉、後藤久内、篠原喜介、末松久右衛門尉は、立花吉左衛門の与力であることが立花家の分限帳⁽⁵⁹⁾で確認できる。

〔史料3〕を見るとわかるように、立花吉左衛門尉の麾下として22名の名前が記されているので、上述したように、立花家の大津城攻めの軍勢の編成は、立花宗茂－立花宗茂の家臣－（立花宗茂の家臣の）麾下の者（「手之者」）という関係で成立していることがわかる。つまり、「立花宗茂－立花宗茂の家臣」と「立花宗茂の家臣－麾下の者（立花宗茂から見ると又家来に該当する）」という2つの封建的主従関係が重層的に重なっていることが〔史料3〕の記載内容からも確認できる。

感状とは別に軍忠一見状が発給されたのは由布玄蕃頭、立花吉左衛門尉、立花織部佐、三池伊兵衛尉の4人である（表3参照）。軍忠一見状には由布玄蕃頭の「手之者」、立花吉左衛門尉の「手之者」、立花織部佐の「手之者」、三池伊兵衛尉の「手之者」とそれぞれ記されているので、これらの軍忠一見状に記された個々の名前は由布玄蕃頭、立花吉左衛門尉、立花織部佐、三池伊兵衛尉のそれぞれの麾下の者（つまり、立花宗茂の家臣ではなく、宗茂から見ると又家来に該当する）であることははっきりしている。

立花家の分限帳⁽⁶⁰⁾によれば、立花吉左衛門（城嶋城城主）は4000石で与力は42人であり、立花織部佐は3500石、三池伊兵衛は2150石（或いは、2300石）であった。このように軍忠一見状が発給された立花家家臣はいずれも4000石クラス、3000石クラス、2000石クラスの大身家臣であり、その中でも立花吉左衛門は支城主であり与力の数も破格に多かった。由布玄蕃頭は立花家の分限帳に名前は確認できないが、大身家臣であった⁽⁶¹⁾。

次に、軍忠一見状における分捕・戦死・被疵の記載を調べるために特化した表が表4である（表4における4例の軍忠一見状には被疵の内訳は記されていない）。表4を見ると、由布玄蕃頭の軍忠一見状には16人（そのうち中間は4人）、立花吉左衛門尉の軍忠一見状には22人（そのうち中間は6人）、立花織部佐の軍忠一見状には11人（そのうち中間は2人）、三池伊兵衛尉の軍忠一見状には11人の名前の記載がある。これらの人数を見ると、立花家の大身家臣の麾下の者がいかに多かったかがわかると共に、その多くの麾下の者たちが大津城攻めに参戦したこともわか

る。

軍忠一見状には、中間の名前も記されていることから、中間も戦闘員として大津城攻めに参戦したことになる。ただし、中間の場合、軍忠一見状には名字の記載はなく、名前のみが記載されている。

表4における武士と中間の人数構成（4例の軍忠一見状における人数を合算した）を見ると、武士が48人（80%）、中間が12人（20%）であり、中間は全体人数において5分の1を占めている。この点は、上述した大津城攻めの感状における同様の計算結果と近似している。

表4における分捕（=敵の首を取る）・被疵（=負傷）・戦死の人数内訳は次のようになる。

▼由布玄蕃頭の軍忠一見状

分捕2人、被疵14人（そのうち中間は4人）、戦死（名前の記載脱カ）

▼立花吉左衛門尉の軍忠一見状

分捕1人、被疵19人（そのうち中間は6人）、戦死2人

▼立花織部佐の軍忠一見状

分捕1人、被疵8人（そのうち中間は2人）、戦死2人

▼三池伊兵衛尉の軍忠一見状

被疵8人、戦死3人

これらの人数内訳を見ると、分捕が1～2人、戦死が2人であるのに対して、被疵は8～19人であり、被疵の人数が最も多い。

この4例の人数内訳を合計して%も示す⁽⁶²⁾と次のようになる。

▼人数内訳の合計

分捕4人（6.7%）、被疵49人（81.7%）、戦死7人（11.7%）

このように、被疵の%が最も高く、戦死と分捕の%が低いことがわかる。この%の傾向は、上述した感状における%の傾向（被疵76.6%、戦死10.6%、分捕12.8%）に近似している（ただし、分捕の%は、感状における分捕の%の約半分になっている）。こうした%の傾向が出た理由として、感状の場合と同様に、戦死と敵の首を取る分捕の%が低いのは、大津城攻めが野戦ではなく城攻めであったからかもしれない。この点は今後、野戦における戦死の%や分捕の%と比較する必要がある。

なお、戦死者数に注目すると、感状では5人、軍忠一見状では7人の合計12人の戦死者⁽⁶³⁾が確認できる。

軍忠一見状に関して付言すると、軍忠一見状が成立した背景は次のように考えられる。「戦国時代以後、戦国大名による家臣団が形成されるようになると、家臣の方から恩賞地を要求するための軍忠状は次第にその姿を消し、主君の側から家臣に対して戦功の報告を求めようになり、それに対して覚、書上げの形式で家臣が報告するようになる。」⁽⁶⁴⁾、「戦国時代の末には合戦注文を軍忠状とも称したが、先に示した十四世紀の様式の軍忠状は全く姿を消してしまっている。」⁽⁶⁵⁾という指摘を考慮すると、鎌倉時代～南北朝時代にかけての本来の軍忠状（証判を受けて提出した家臣に戻ってくる）は見られなくなり、戦国時代以降は、家臣は覚や書上げの形式で戦功報告を大名におこなう形式に変わったことがわかる⁽⁶⁶⁾。

よって、軍忠一見状の本文における「着到」とは、家臣が立花宗茂に対して戦功報告をおこなった覚、或いは、書上げの形式の文書を指すと考えられる。つまり、家臣から提出されたのは本来の軍忠状ではなかったため、家臣からの提出・大名からの返却という複合文書にならずに、軍忠一見状が独立した文書として作成され、家臣に対して出されたのであろう。

この点については、久留島典子氏が、朝鮮出兵における鼻請取状の事例をもとに、「注文自体

が証判を加えて返されるのではなく、報告書と、報告書の受理文書という形に変化している」⁽⁶⁷⁾と指摘していることが重要である。つまり、この「報告書」は、家臣が立花宗茂に対して戦功報告をおこなった「着到」(軍忠一見状の本文に「着到」と記載されている)に該当し、「報告書の受理文書」は立花宗茂が家臣に対して出した軍忠一見状に該当する、ということになる。

また、柴辻俊六氏は「かつての合戦注文や頸注文といったものが、下達式に大名から家臣に出されているような形式のものも、軍忠状の一類として存在する」⁽⁶⁸⁾と指摘しているが、立花宗茂が家臣に対して出した軍忠一見状は、この「下達式に大名から家臣に出されているような形式のもの」に該当すると考えられる。

3. 大津城攻めについての他の部将発給の感状との比較

大津城攻めの諸将については、「関ヶ原御合戦之時大津城責之覚」⁽⁶⁹⁾によれば表7のようになる。

表7によれば、毛利元康は攻め手の大将である毛利輝元の軍代であり、小早川秀包は付衆であったが、この2人の部将が出した感状が存在する。

まず、毛利元康が出した感状は次のようになる。

[史料4]⁽⁷⁰⁾

一昨日十三日、於大津城責之時、其方一番乗無比類事、殊頸一ツ被討捕之儀、感悦不残候、仍感状如件

毛利大蔵太輔

九月十五日

元康 (花押影)

堀江善右衛門尉殿

この感状は、9月15日付で毛利元康が家臣の堀江善右衛門尉に対して出したものであり、9月13日の大津城攻めの時に、堀江善右衛門尉が大津城への一番乗りをおこなったことと敵の首を一つ打ち取ったことを賞した内容である。

大津城攻めがおこなわれた9月13日という日付は(前掲[史料4])、立花宗茂が発給した軍忠一見状でも大津城攻めがおこなわれた日付として記されているので(前掲[史料3])、9月13日は豊臣公儀の軍勢が、大津城を落城させるために最後の総攻撃がおこなわれた日付と思われる⁽⁷¹⁾。

上述の立花宗茂が出した感状では、毛利元康が出した感状のように、大津城への一番乗りを賞したものはなかったので、毛利元康が大津城攻めの先手であり、立花宗茂は先手ではなかったのかもしれない。

毛利元康が出した感状の書止文言は「仍感状如件」であり、立花宗茂が出した感状の書止文言である「恐々謹言」⁽⁷²⁾とは異なっている。

この書止文言の違いに着目すると、立花宗茂が出した感状は書状形式であり、毛利元康が出した感状は直状形式である。ただし、直状は年月日を書くのが書状と異なる点であるが⁽⁷³⁾、毛利元康が出した感状では月日のみの記載であり、年次の記載はない。

なお、書止文言を比較すると、立花宗茂が出した感状は厚礼であり、毛利元康が出した感状は薄礼である。

上述したように、立花宗茂が出した感状は10月10日付(1例のみ10月11日付)であり(表1参

照)、大津城の落城から約1ヶ月後であるのに対して、毛利元康が出した感状は9月15日付である。

上述したように、大津城攻めが終わり和睦になった月日については、諸史料により日付が一定せず、9月12日とする説、9月13日とする説、9月14日とする説があるが⁽⁷⁴⁾、毛利元康が出した感状には9月13日に大津城攻めをおこなったと記されているので(前掲〔史料4〕)、上記の9月12日和睦説は否定できる。よって、9月13日和睦であればその翌々日、9月14日和睦であればその翌日に毛利元康が感状を出したことになる。

次に、小早川秀包(毛利秀包)が出した感状は次のようになる。

〔史料5〕⁽⁷⁵⁾

今度江州大津之城、依押寄、去十三^(ママ)(「日」脱カ)本丸於鉄之門、数ヶ所被疵手柄之段、無比類候、為其忠五百石令加増候、弥被抽軍忠者、可為肝[]状如件

慶長五年

羽柴内記

九月十八日

秀包(花押)

藪九右衛門殿

この感状は、9月18日付で小早川秀包(毛利秀包)が家臣の藪九右衛門に対して出したものであり、9月13日の大津城攻めの時に、藪九右衛門が大津城本丸の「鉄之門」において戦い、数ヶ所負傷(「被疵」)したことについて、その手柄が比類ないとして500石の加増をすると記した内容である。

大津城攻めがおこなわれた9月13日という日付は(前掲〔史料5〕)、毛利元康が出した感状(前掲〔史料4〕)や立花宗茂が発給した軍忠一見状(前掲〔史料3〕)でも大津城攻めがおこなわれた日付として記されているので、上述のように9月13日は豊臣公儀の軍勢が、大津城を落城させるために最後の総攻撃がおこなわれた日付と思われる。

小早川秀包(毛利秀包)が出した感状では、藪九右衛門が戦って負傷(「被疵」)した場所(本丸の「鉄之門」)が明記されている点と、500石の加増が明記されている点の特徴である。この2点については、毛利元康が出した感状(前掲〔史料4〕)や立花宗茂が出した感状(表1参照、及び、前掲〔史料1〕)には記されていない。

小早川秀包(毛利秀包)が出した感状の書止文言は「如件」であるので、毛利元康が出した感状と同じく直状形式である。上述のように、直状は年月日を書くのが書状と異なる点であり⁽⁷⁶⁾、小早川秀包(毛利秀包)が出した感状には年月日が記されているので、その点からも直状形式であることがわかる。

このように、大津城攻めの感状については、立花宗茂が出した感状のように書状形式のものと、毛利元康や小早川秀包(毛利秀包)が出した感状のように直状形式のものがあるが、本来、感状は直状のカテゴリーに入るものであるという点には注意したい⁽⁷⁷⁾。

なお、上述のように、毛利家の一族である毛利元康や小早川秀包(毛利秀包)が出した感状は直状形式であるが、秋山伸隆氏は「輝元は、原則として書下形式の感状を発給せず、書状形式の感状(多くの場合は捻文)に切替えているのである」、「輝元代には一層徹底され、書下形式の感状はほとんど発給されなくなる」⁽⁷⁸⁾と指摘しているので、毛利輝元が書状形式の感状を発給した点と相違している理由については、今後検討すべき課題である。

※以下、『史学論叢』47号(別府大学史学研究会、2017年)に続く。